

平成29年7月28日

科学研究費助成事業事務担当者 殿

文部科学省研究振興局学術研究助成課

「若手研究」応募要件変更について

7月6日付け事務連絡により、科学研究費助成事業の平成30年度公募(平成29年9月予定)より、「若手研究」の応募要件を従来の「年齢」から「博士の学位取得後の年数」へと変更することに伴い、博士の学位取得日情報のe-Radへの登録をお願いしたところです。

この件について、研究者、事務担当者より多数の御連絡を頂いており、特に御質問の多い以下の項目について改めて明確にするため事務連絡をお送りします。ついては、関係者に確実に周知いただくよう御対応をお願い申し上げます。

○平成30年4月1日現在、39歳以下であっても、博士の学位取得後8年以上の研究者は原則として「若手研究」への応募はできません。

平成30年度公募(平成29年9月予定)における「若手研究」応募の可否

	39歳以下	40歳以上
博士の学位未取得者	○(経過措置期間)	×(注1)
博士の学位取得後8年未満	○	○
博士の学位取得後8年以上	×(注2)	×(注2)

○応募可能 ×応募不可

注1 応募時に博士の学位を取得しておらず、平成30年4月1日までに博士の学位を取得する見込の者は応募可能です。(7月6日付け事務連絡 別紙3 応募要件の事例(2)参照)

注2 博士の学位取得後に取得した育児休業等(産前・産後の休暇、育児休業)の期間を考慮すると、博士の学位取得後8年未満となる者は応募可能です。(7月6日付け事務連絡 別紙3 応募要件の事例(3)参照)

○同一研究者の受給回数を2回までとする制限は、今回の見直し以前に「若手研究(S・A・B)」を受給した回数を通算します。

○経過措置の期間については、新要件導入後3年程度とし、応募・採択の状況を踏まえて改めて検討の上定めることとします。

【本件連絡先】

- e-Radへの登録方法について
文部科学省研究振興局学術研究助成課科学研究費第1・2係 03-5253-4111(代)(内4087)
- 「若手研究」の応募要件見直しに関する審議会報告について
文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室企画係 03-5253-4111(代)(内4092)
- e-Radへの登録方法及び応募要件に関することを除く「若手研究」に関すること
独立行政法人日本学術振興会研究事業部研究企画課企画調整係 03-3263-4796(直通)